

議案第 42号参考資料

川口市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成14年条例第27号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（市長との協議） 第3条 （略） 2・3 （略） <u>4 市長は、前項各号に掲げる書類により証明する事項を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。</u> <u>5</u> （略） （経営許可の申請） 第9条 （略） 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が認めるときは、一部の書類の添付を省略することができる。 （1）墓地又は納骨堂にあつては、墓地又は納骨堂の経営を行うことを理事会等の意思決定機関において決定したことを証する書類 （2）～（4）（略） （経営許可の基準等） 第10条 市長は、次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、経営許可をしてはならない。 （1）墓地等を経営しようとする者が、次の各号のいずれかに該当する者であること。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 ア・イ （略） ウ <u>墓地等の経営を目的として設立された公益社団法人又は公益財団法人で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定により登記された主たる事務所を5年以上市内に有するもの</u>	（市長との協議） 第3条 （略） 2・3 （略） <u>4</u> （略） （経営許可の申請） 第9条 （略） 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が認めるときは、一部の書類の添付を省略することができる。 （1）墓地_____にあつては、墓地_____の経営を行うことを理事会等の意思決定機関において決定したことを証する書類 （2）～（4）（略） （経営許可の基準等） 第10条 市長は、次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、経営許可をしてはならない。 （1）墓地等を経営しようとする者が、次の各号のいずれかに該当する者であること。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 ア・イ （略） ウ 墓地等の経営を目的として設立された公益社団法人又は公益財団法人_____

(2) 墓地等を経営しようとする者が前号イ又はウに掲げる者である場合にあっては、次のいずれにも該当しないこと。

ア 法第19条の規定により経営許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者

イ 法第22条（法第21条第1号（法第3条、第4条及び第5条第1項に係る部分に限る。）に係る部分を除く。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(3) ～(8) （略）

2 災害の発生又は公共事業の実施に伴い、墓地等を移転することが必要である場合は、前項第6号及び第7号の規定を適用しないことができる。

3 市長は、経営許可の申請があった場合において必要があると認めるときは、墓地等を経営しようとする者が第1項第3号に掲げる基準に適合しているかどうかについて、専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

4 （略）

（工事の完了検査等）

第13条 経営許可を受けた者は、前条の工事が完了したときは、規則で定めるところにより、当該工事が完了した日から14日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

2・3 （略）

（準用）

第15条 第3条から第7条までの規定は、変更許可を受けようとする者のうち、墓地の区域の面積の50パーセント以上若しくは2,000平方メートル以上の拡張、納骨堂の建築面積の50パーセント以上の拡張 又は火葬場の建築面積の拡張 に係る許可を受けようとするものについて準用する。

（変更の届出）

第16条 （略）

(2) ～(7) （略）

2 災害の発生又は公共事業の実施に伴い、墓地等を移転することが必要である場合は、前項第5号及び第6号の規定を適用しないことができる。

3 （略）

（工事の完了検査等）

第13条 経営許可を受けた者は、前条の工事が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに その旨を市長に届け出なければならない。

2・3 （略）

（準用）

第15条 第3条から第7条までの規定は、変更許可を受けようとする者のうち、墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の拡張（墓地の面積若しくは 納骨堂の建築面積を50パーセント以上拡張し、又は火葬場の建築面積を 拡張しようとする場合に限る。）に係る許可を受けようとする者に ついて準用する。

（変更の届出）

第16条 （略）

2 経営許可を受けた者は、その名称又は住所、代表者の氏名、墓地等の名称その他規則で定める事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、当該変更のあった日から３０日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(都市計画事業等に係る墓地又は火葬場の届出)

第１７条 法第１１条第１項又は第２項の規定により、法第１０条の許可があったものとみなされたときは、墓地又は火葬場の経営者は、規則で定めるところにより、当該許可があったものとみなされた日から３０日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(名義貸しの禁止)

第１９条 墓地等の経営者は、自己の名義をもって、他人に墓地等の経営を行わせてはならない。

第２０条～第２４条 (略)

別表第２（第１０条関係）

区分	構 造 設 備 の 基 準
(略)	
納骨堂	1 納骨堂の敷地の境界に接し、その内側に幅３メートル以上の緑地を設け、かつ、当該境界から３メートル以上内側に障壁又は樹木の垣根等を設けること。 <u>ただし、納骨堂を墓地の区域内に設置する場合であって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。</u> 2・3 (略) 4 出入口及び納骨装置は、施錠のできる構造とすること。 <u>ただし、納骨装置の存する場所への立入りが納骨堂の管理者に限られる場合の納骨装置については、この限りでない。</u>
(略)	

2 経営許可を受けた者は、その名称又は住所、代表者の氏名、墓地等の名称その他規則で定める事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(都市計画事業等に係る墓地又は火葬場の届出)

第１７条 法第１１条第１項又は第２項の規定により、法第１０条の許可があったものとみなされたときは、墓地又は火葬場の経営者は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

第１９条～第２３条 (略)

別表第２（第１０条関係）

区分	構 造 設 備 の 基 準
(略)	
納骨堂	1 納骨堂の敷地の境界に接し、その内側に幅３メートル以上の緑地を設け、かつ、当該境界から３メートル以上内側に障壁又は樹木の垣根等を設けること。 2・3 (略) 4 出入口及び納骨装置は、施錠のできる構造とすること。
(略)	